

令和6年度花巻市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進方針

1 目的

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)」第9条の規定に基づき、花巻市が障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

花巻市の全組織を対象とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)に基づく事業所等
 - ア 就労移行支援事業所
 - イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障がい者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。)
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)に基づき国及び地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
 - イ 重度障がい者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
 - ① 障がい者の雇用者数が5人以上
 - ② 障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等
 - ア 在宅就業障がい者(自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者)
 - イ 在宅就業支援団体(在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体)

4 調達の対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供可能な物品及び役務とする。

5 調達方針

(1) 調達目標金額の設定

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、毎年度、調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障がい者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、全組織に提供し、共有する。

(3) 取組推進

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全組織で調達している物品等の調達を見直し、可能な限り障がい者就労支援施設等からの調達に努めるものとする。

6 調達方針及び調達実績の公表

(1) 調達方針を策定又は見直したときは、市ホームページ等により公表する。

(2) 調達実績は、会計年度終了後、遅滞なく公表する。

7 調達目標

令和6年度の調達目標金額は次のとおりとする。

調達目標金額 12,100千円

8 調達方針に関する窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部障がい福祉課とする。